

様式第2号(第5条関係)

6 総務第680号-1
平成26年 6月 6日

様

京丹後市長 中山 泰



公文書部分公開決定通知書

平成25年5月24日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公文書の一部の公開をすることと決定しましたので、京丹後市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	京丹後sg売上実績	
公開の日時及び場所	日時	平成26年 6月 6日(金) 時 分 以降
	場所	企画総務部 総務課
公開の方法	電子ファイル(PDF)によるインターネット上の公開	
公開しない部分並びに公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	【公開しない部分】 商品名、販売数量(個)、売上合計(円) 【公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由】 商品名、販売数量、売上金を公開することにより、出品者の権利、競争上の地位そのた正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号アに規定する非公開情報に該当する。	
担当部課等	商工観光部 商工振興課 電話番号 69-0440	
備考	・電子ファイルの閲覧等は、申請時に発行された到達番号及び問合せ番号を入力し、アクセスしてください。	

(注)1 指定された公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等に連絡してください。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。



様

京丹後市長 中山 泰



公文書不存在決定通知書

平成26年5月24日付けで請求の公文書の公開については、公文書が存在しませんでしたので、京丹後市情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

公文書の件名又は内 容	「JAPAN satisfaction guaranteed」及び「京丹後sg」のWebサイト掲載情報の修正依頼についての記録
不 存 在 の 理 由	修正依頼していないため
担 当 部 課 等	商工観光部 商工振興課 電話番号 69-0440
備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関の長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。